

6.11.12  
.3207

労組第四八〇番

昭和六年十一月七日 警視總監 高橋 宇雄

内務大臣 安達謙藏 殿  
社会 局長 官殿  
各廳 在 官殿  
東京地方裁判所 検事 殿  
(八廳在籍)

年田鑄工場労働争議ニ關スル件 (第二紙)

要旨

人労働、救済云々、決セシ不調トナル  
云々資本家態度強硬ナリモ特異ノ策動ナレ  
云々争議団ハ商労働部ヲ拘束シテ交渉ヲ要スル事ニ着手シテ  
強ニストリビラ行ハシテ交渉ヲ拒ミテ  
社議定メ向ハ不協、等ニ依テ檢束サレシム有アリ更ニ家月廿六日ハ米ヲモリ執行スルト本  
部ニ於テ案件傳書ヲ加ヘテ取柄身本名ニ改題シ紙一枚シテ天際書奉呈セリ云々三筆中書取書  
傳スルト今附ニ取柄身名年上書ヲ以テ取柄、後漢中書名ヲ送付ス